仕事と生活の調和に関する施策の総合的な推進

仕事と生活の調和推進官民トップ会議

「憲章」及び「行動指針」の推進、評価

【構成:経済界、労働界、地方公共団体、有識者、関係閣僚(内閣総理大臣ほか)】



平成19年12月18日

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「行動指針」の策定

それまでは、働き方の見直しは個々の企業の取組に依存 ──**→ 社会全体を動かす大きな契機に!**

11.1子

平成28年3月7日

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の一部改定

「憲章」・「行動指針」策定以降の施策の進捗や経済情勢の変化等を踏まえ、数値目標を一部改定

経済界

労働界

都道府県 市町村

関係機関等

内閣府 仕事と生活の調和推進室 (内閣府、内閣人事局、人事院、総務省、厚生労働省、 文部科学省、経済産業省によるネットワークを構築し取組支援)



仕事と生活の調和連携推進・評価部会

令和2年7月17日 「成長戦略実行計画」「成長戦略フォローアップ」「経済財政運営と改革の基本方針2020」

国の取組

総論

- ・全国や地域での国民の理解や政労使の合意形成を 促進する。
- ・自営業者など雇用者以外の人も含めた仕事と生活の 調和の重要性についての理解促進を図る。
- ・生活の時間の確保や多様な働き方を可能とする雇用 環境整備を目指した支援を進める。
- ・働き方に中立的な税・社会保障制度の在り方を検討 する。
- ・経済全体の生産性の向上を図っていく観点から、中小企業対策(新分野への進出支援や事業再生・承継支援、下請取引の適正化の確保、資金調達の円滑化等)など包括的な取組を引き続き着実に推進する。
- ・働く者等の自己啓発や能力開発の取組を支援する。

就労による経済的自立

- ・勤労観・職業観を形成し、社会人・職業人として必要な能力を身につけた人材を育成するため、学校段階を通じたキャリア教育・職業教育を体系的に充実させる。また、キャリア教育を進めるにあたっては、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、仕事と生活の調和の重要性など、キャリアを積み上げる上で必要な知識の理解についても促進を図る。
- ・非正規労働者や長期失業者等に対し、職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討を行い、トランポリン型の第2のセーフティネットを確立する。
- ・フリーターの常用雇用化を支援する。
- ・若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就労を 支援する。 等

健康で豊かな生活のための時間の確保

・労使による長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得 促進など、労働時間等の設定改善の取組を支援する。

等

多様な働き方の選択

- ・育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、 テレワークといった多様な働き方を推進するとともに、 パート労働者の均衡待遇の推進、働く意欲と能力の ある女性や高齢者の再就職や就業継続の支援、促 進等、その多様な働き方を推進するための条件を整 備する。
- ・女性が主体的に働き方を選択できるよう、結婚、妊娠、 出産といったライフイベントを視野に入れ、長期的な 視点で自らの人生設計を行うことを支援する。 等

別添1

社会全体での取組を推 進するためには、経済界、 労働界、国・地方公共団 体が力を合わせて推進す ることが必要であるため、 官民トップ会議や連携推 進・評価部会を中心に、社 会全体での取組の輪を広 げていく。



【数値目標設定指標の動向】

	行動指針策定時 (2007.12)	新行動指針策定時(2010.6) 又は最新値と比較可能な最も古 い数値[注9]	最新値	目標値 (2020年)	評価
I 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会					
週労働時間60時間以上の ① 雇用者の割合 [注1]	10.8% (2006)		5.1% (2020)	5%	ほぼ達成
年次有給休暇取得率 ② [注1] [注2]	46.6% (2006)	46.7% (2007) [注9]	56.3% (2019)	70%	未達成
労働時間等の課題について労使が話し合いの機 ③ 会を設けている割合 [注3]	41.5% (2007)	40.5% (2010) [注9]	60.5% (2020)	全ての企業で実施	未達成
メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる ^④ 職場の割合 [注1]	23.5% (2002)		59.2% (2018)	100%	未達成
Ⅱ多様な働き方・生き方が選択できる社会					
短時間勤務を選択できる事業所 ⑤ の割合 (短時間正社員制度等)	(参考)8.6%以下 (2005)[注4]	13.4% (2010) [注4][注9]	16.7% (2019) [注4]	29%	未達成
⑥ 自己啓発を行っている労働者の割合 [注1]					
正社員	46.2% (2005)		39.2% (2018)	70%	未達成
非正社員	23.4% (2005)		13.2% (2018)	50%	未達成
第1子出産前後の女性の継続 ⑦ 就業率 [注1]	38.0%(2000-2004) ⇒遡及改定値 39.8%		53.1% (2010-2014)	55%	未達成
保育等の子育てサービスを 8 提供している数 [注 5]					
認可保育所等(3歳未満児) [注 6]	-		収容児童数 約111万人 (2020) ※定員数 約120万人 (2018.4.1)	116万人(2017年度)	達成
放課後児童クラブ	-	81万人(2010)	約131万人(2020)	122万人(2019年度)	
男性の育児休業取得率 ⑨ [注1]	0.50% (2005)		7.48% (2019)	13%	未達成
6歳未満の子どもをもつ夫の (値) 育児・家事関連時間	1日当たり60分(2006)		83分(2016)	2時間30分	未達成
Ⅲ就労による経済的自立が可能な社会					
就業率 (II、IIIにも関わるものである)					
20~64歳	-	74.6% (2009)	82.2% (2020)	80%	
20~34歳	-	73.6% (2009)	80.6% (2020)	79%	·朱丑
25~44歳 女性	64.9% (2006)		77.4% (2020)	77%	達成
60~64歳	52.6% (2006)		71.0% (2020)	67%	
時間当たり労働生産性の伸び率 ② (II、IIにも関わるものである)	1.6% ('96-'05年度の10年間平均) ⇒ 遡及改定値 1.8%		0.6% ('10年度-'19年度の10年 間平均) [注7]	実質GDP成長率に関する 目標(2%を上回る水準)よ り高い水準[注8]	未達成
③ フリーターの数 [注1]	187万人(2006) (2003年にピークの217万人)		136万人(2020)	124万人 (ピーク時比で約半減)	未達成



- 注1 仕事と生活の調和推進のための行動指針の数値目標に注記はないが、「新成長戦略」において、「2020 年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る経済成長を目指す」等としていることを前提としているもの。
- 注 2 2007 年から、調査対象が「本社の常用労働者が 30 人以上の会社組織の民営企業」から「常用労働者が 30 人以上の会社組織の民営企業」に変更されて いる。 さらに 2014 年以降は調査対象が「常用労働者が 30 人以上の民営企業」(複合サービス事業、会社組織以外の法人(医療法人、社会福祉法人、各 種の協同組合等) 含む)に変更されている。
- 注3 2010 年から、調査対象が「農林業、医療・福祉業、教育・学習支援業、サービス業を除く従業員数30人以上の企業」から「農林業を除く従業員数30人 以上の企業」に変更されている。
- 注4 2010 年度の値は「平成 22 年度雇用均等基本調査」より。2005 年の値は「平成 17 年民間企業の勤務条件制度等調査」より参考値 として作成 しており、短時間勤務制度の事由(複数回答)のうち、「自己啓発」、「地域活動」、「高齢者の退職準備」、「その他事由」、「事由を問わず認める」について集計。また 2018 年の値は、「平成 30 年度雇用均等基本調査」より、それまでの「短時間正社員制度」に加えて、「勤務地限定正社員制度」(12.8%)、「職種・職務限定正社員制度」(9.3%) という選択肢(複数選択可)が追加された中で、「短時間正社員制度」を選択した事業所の割合の数値である。なお同調査において、以上の「多様な正社員制度」のいずれかを導入している事業所の割合は 23.0%。
- 注5 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6月 15 日閣議決定)において、「最優先の課題である待機児童問題を解消し、女性就業率 80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒しし、2020 年度末までに 32 万人分の受け皿整備を進める」こととされている。
- 注 6 認可保育所等とは、認定こども園、認可保育所、地域型保育事業、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等をい う。ただし、最新値は「地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設」を除いたものとなっている。目標値は定員数、 最新値は利用児童数。
- 注 7 時間当たり労働生産性の推計に必要な「国民経済計算」、「労働力調査」、「毎月勤労統計調査」のうち、「毎月勤労統計調査」は、岩手県、宮城県及び福島県を中心に、2011年3~5月値について東日本大震災による影響が出ている可能性がある。
- 注8 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定) において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る経済成長を目指す。」、「2%を上回る 実質成長率を実現するためには、それを上回る労働生産性の伸びが必要である。」とあることを踏まえたもの。
- 注9 最新値と比較可能な最も古い数値